

島土技発第7号
平成28年4月28日

支部長 様

島根県土木施工管理技士会
会長 長岡 秀治

平成28年度中国土木施工管理技士会連合会
「行政庁との意見交換会」における提案議題について

標記について、中国土木施工管理技士会連合会より、8月3日に行われる「行政庁との意見交換会」における提案議題の提出依頼がありました。

つきましては、前回の資料を参考送付いたしますので、提案議題がございましたら、別紙により5月31日(火)までに事務局へお願いいたします。

※なお、6月13日に開催します正副会長会議にて議題の集約等をさせていただき、中国連合会へ提出いたします。

提 案 議 題

技士会名 _____

	議 題 名	議 題 要 旨
国土交通省中国 地方整備局への要 望事項		
各県行政当局への 要望事項		
(一社)全国土木 施工管理技士会 連合会への要望事 項		
その他各県技士会 の情報交換		

平成 27 年度
行政庁との意見交換会

と き 平成 27 年 8 月 4 日 (火) 16 時 00 分～

ところ メルパルク広島 5 階「桜」
広島市中区基町 6-36

中国土木施工管理技士会連合会

平成 27 年度中国土木施工管理技士会連合会
意見交換会 出席者名簿

行政庁

国土交通省中国地方整備局	局 長	尾 藤 勇
	副 局 長	丸 山 隆 英
	副 局 長	坂 本 努
	企 画 部 長	野 田 勝
	技術調整管理官	猪 森 正 一
	技術開発調整官	中 川 哲 志
	技術管理課長	井 上 和 久
	事務局(技術管理課 課長補佐)	山 村 嘉 治
鳥取県県土整備部	技術企画課長	福 政 孝 啓
島根県土木部	次 長	山 岡 雄 二
岡山県土木部	技術管理課参事	齋 藤 元 雄
広島県土木建築局	土木整備部長	松 永 悟
	技術企画課技術管理担当監	長 谷 川 寿 男
山口県土木建築部	技術管理課長	松 塚 浩

来賓

一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	会 長	谷 口 博 昭
	専 務 理 事	猪 熊 明

中国土木施工管理技士会連合会

一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会	会 長	下 本 八 一 郎
	副 会 長	橋 崎 信 幸
	副 会 長	住 田 孝 昭
	副 会 長	藤 原 秀 光
	副 会 長	井 中 紳 二
	副 会 長	湯 越 正 己
	事 務 局 長	吉 多 恵 美 子

島根県土木施工管理技士会	会 長	長 岡 秀 治
	副 会 長	中 田 孝 幸
	副 会 長	原 諭
	副 会 長	福 井 竜 夫
	専 務 理 事	玉 串 昭 史
	総 務 課 長	上 田 剛 史

岡山県土木施工管理技士会	会 長	辻 孝
	副 会 長	草 地 三 陽
	副 会 長	井 上 文 男
	事 務 局 長	中 野 英 二

広島県土木施工管理技士会	会 長	松 岡 義 幸
	副 会 長	丸 山 昭 義
	副 会 長	谷 口 徹
	副 会 長	芥 藤 哲 也
	事 務 局 長	常 光 秀 夫

山口県土木施工管理技士会

会 長 勝 井 優

副 会 長 吉 富 壮 克

副 会 長 内 崎 茂

専務理事 藤 山 泰 司

事務局長 広 田 隆 行

(敬称を略し、順不同でございますが、ご了承ください。)

意見交換会次第

1 開 会 16:00

2 開 会 挨 拶

3 行政庁代表挨拶

4 来 賓 挨 拶

5 出席者紹介

6 意 見 交 換

(1) 国土交通省中国地方整備局に対する事項

(2) 各県行政庁に対する事項

(3) その他

7 閉 会 17:50

○ 懇 親 会 18:00

国土交通省中国地方整備局への要望

平素から、中国土木施工管理技士会連合会の活動について、温かいご理解とご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

技士会は、土木施工管理技士自身の技術力の維持及び向上と社会的地位の向上を図り、良質な社会資本の整備に貢献することを目的に活動しています。

つきましては、当技士会連合会として、下記事項につきまして要望しますので、ご検討並びにご指導を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

【入札・契約に関すること】

1 工事発注の平準化について

工事発注には依然として偏りが見られ、特に今年は、4月から6月にかけて公共事業が少ないという声が各方面から多く出ました。

年度末への引渡期日の集中や、降雪地域における十分な工期の確保など年度替わりの空白期間の解消は、建設業者の経営改善効果も期待できることから、国土交通省の4月24日付「適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について」の対応には大いに期待しているところであります。

この対応が実効性あるものとなるよう、各県及び各市町村と連携して取り組んでいただきたいと思います。

2 工事の発注公告から入札までの期間等について

(1) 発注者の都合で、入札が取りやめになることが多々あります。現地踏査・積算・申請書作成などで多大な経費がかかっています。入札前の図面・内訳・現場説明書等の修正が多いので十分照査してから発注していただきたいと思います。

また、概数発注のため、受注後の施工内容が大幅に変わることがありますので、詳細設計後の発注を徹底していただきたいと思います。

(2) 入札公告から開札までの期間は、配置予定者が拘束され、他の応募案件の物件にも影響が出てきますので短縮していただきたいと思います。

3 適正な工期の設定について

品確法（改正品確法第7条第4項）に、発注者は「計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。」と規定されています。

また、平成27年1月30日付の公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議においても

① 工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえ、現場の実態に則した施工条件(自然条件を含む)の明示により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合性を図る。

② 工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定すること。

とされています。

工期設定、受注後早期に着手できる環境整備などは、発注者の格段の努力により以前より相当改善しています。しかし、まだまだ不十分な工事もあります。

以上のことを踏まえ適正な工期を設定していただくとともに、受注後の早期着手ができる環境整備を、なお一層図っていただきたいと思います。

4 総合評価落札方式における配置技術者の施工実績評価の一層の促進について

総合評価落札方式において、現在、施工能力評価型工事では、現場代理人・担当技術者と主任(監理)技術者の施工実績が、同等となっています。若手技術者にとってあるいは、色々な工事に挑戦したい意欲のある技術者にとって有難い制度です。しかし、施工能力評価型以外の工事においては、現場代理人・担当技術者の施工実績は主任(監理)技術者の施工実績の1/2の評価しかありません。それ故、施工実績のある主任(監理)技術者は同一工種の配置予定技術者となり続ける場合が、よく見受けられます。

現場代理人・担当技術者と主任(監理)技術者の施工実績の同等な評価の一層の促進をしていただきたいと思います。

【設計・積算に関すること】

5 施工パッケージ積算について

改正品確法の施行により、担い手の中長期的な育成・確保が発注者責務として明確化され適正な利潤確保が出来るよう予定価格の適正な設定、土木工事積算基準の改定、一般管理費等率及び現場管理費率の改定、並びに施工パッケージ型積算方式の拡充が今年度行われると伺っています。

この内、施工パッケージについては、平成24年10月から試行導入され、更なる拡充も行うと伺っています。この積算方式は、積算条件が明確になり有難く思っています。今年4月1日時点で208導入済み、今年10月には更に111追加し、合計319施工パッケージになると伺っています。こうした中で実態と合わない歩掛りも見受けられます。今後の追加時に、既存の問題の検討及び施工条件のチェック等も行い、適正な予定価格の設定に繋げていただきたいと思ます。

(例)

- ・ ブロック張工の歩掛の検討
- ・ ブロック張工に裏込コンクリートの有無・厚さの条件設定がない

- ・ 幅員 1 m未満の舗装復旧工でも路盤工・表層工に人力施工の積算の追加（施工幅を考慮すべき）等
- ・ 小段排水、縦排水の手間の見直し

6 積算単価等について

(1) 建設資材の積算単価について

改正品確法の運用指針においては、「予定価格の積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。」とされています。

公共事業の減少により、採石業者、二次製品業者、アスファルト合材業者、生コン業者等が廃業・統合されてきたため、物価調査の地区設定において、現状の単価と乖離のある地区が出てきています。

つきましては、購入土の積算と同様に、材料費＋運搬費として積算していただきたいと思えます。

(2) 場所打ち杭の鉄筋連結金具の積算計上について

道路橋示方書の改訂により、場所打ち杭の鉄筋は溶接から結束となりましたが、杭鉄筋の形状保持及び安全確保のために鉄筋連結金具が必要であり、積算計上していただきたいと思えます。

7 橋梁耐震補強工事について

(1) 巻立てコンクリートの配合について、2号コンクリートで打設している業者がないのにも関わらず、当初設計では2号コンクリートで発注されている。他の整備局では、巻立てコンクリートについては、特殊配合が当初設計から盛り込まれている。（例：24-15-20BB 膨張材使用）今後は、実績を加味して配合を考えて発注していただきたいと思えます。

(2) アンカーボルトの定着長は超音波探傷試験で確認するので、削孔長・定着長の全数写真管理は重複しています。写真管理の頻度を減らしていただきたい。

(3) 既設橋脚（橋台）を削孔すれば、鉄筋探査を行っても、既設鉄筋に干渉するのは明らかである。この際に削孔位置を変更することによる協議・再設計等に時間を費やすことも明らかである。よって、工期設定には、このような時間も考慮していただきたいと思えます。

(4) 橋梁耐震補強工事は、供用が開始されている橋梁であり、施工箇所には上部工がある。足場・鉄筋・型枠・コンクリート打設等全ての工種において、新設と比べて施工性も悪く、手間がかかるにも関わらず、単価が新設と同等である。単価の見直しを行っていただきたいと思えます。

【工事の施工に関すること】

8 発注者と受注者の意思疎通の向上について

工事の施工においては、事務所担当者、監督職員、支援業務の方と工事の進め方や現場での課題等の協議事項について、お互いの意見を交換しながら円滑な工事の進捗及び良質な施工に努めているところですが、支援業務員と監督職員の間には意志の相違が見られ、不要な資料の作成や、作成した資料の手戻りが生じたり、監督職員と事務所担当者との意思決定までに時間を要し工程への影響が見られる場合があります。

特に、監督職員と事務所担当者との意思決定の過程が受注者には見えないことが多く、また決定後は早期の実施が求められることなどがあります。

このため、発注者側関係者での意志の統一を図った上で受注者に指示していただきたいこと、また協議事項等の意思決定までの過程では情報を共有し、受注者と発注者に一体感が感じられる進め方をしていただきたいと思います。

【法令・制度・建設産業の振興に関すること】

9 若年技術者の確保・育成について

建設業は長年にわたる建設投資の大幅な減少により受注競争が激化、経営を取り巻く環境は悪化、企業は疲弊、体力の低下を来し雇用の確保・育成が出来ない状況となっています。

こうした中、昨年6月担い手3法が改正・公布され、従来から課題となっている建設業の担い手問題に、国土交通省・厚生労働省が連携をとり、施策を実施することに感謝致します。

技士会員の使命は、社会資本の整備・維持管理、災害時における緊急応急、復旧活動等により地域の安全・安心に貢献することにあります。

しかしながら、当技士会員の年齢構成は、50歳以上が53.3パーセント、

29歳以下が1.4%となっており、全国の建設業就業者の高齢化より更に高齢化、このままでは、10年後には建設業の担い手が一挙に不足、県民の安全・安心の確保ができなくなることが思慮され、若年者の雇用促進、後継者育成は喫緊の課題であります。特効薬は見いだせない状況です。

「魅力ある職場づくり」「人材確保策」等何時もよく議論されますが、議論の域を脱せず空論になってしまいます。実効性のある施策、取り組み状況について、ご教示をお願いします。

10 技術者制度の改定について

(1) 主任技術者の専任制等の引き上げについて

現在、請負金額 2,500 万円以上の土木一式工事（建築一式は 5,000 万円以上）は、工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。消費税が当初の 3% から 8% に変更されているにも拘らず、専任制の金額は変わっていません。

また、監理技術者の配置は、土木一式工事では下請合計 3,000 万円以上（建築一式工事では 4,500 万円以上）の工事となっておりますが、この金額も当初から変わっていません。

昨今の時代の変化を踏まえ、主任技術者の専任及び監理技術者の配置の基準の引き上げをお願いします。

(2) 技術者制度検討委員会の状況について

国土交通省におかれましては、昨今の技術者の高齢化や若年入職者の減少等を踏まえ、優秀な技術者の確保及び育成のための制度上、運用上の問題点を把握し講ずべき施策の検討を行うため、平成 26 年 9 月に「適正な施工確保のための技術者制度検討会」を設置され、検討を進めておられると伺っています。

私共も、全国業界団体を通じて「技術検定受験資格要件」や「監理(主任)技術者制度」の見直しなどについて意見を述べたところであります。

企業の技術力の維持・継承に向けた若手技術者の確保・育成に必要な具体的な制度改革の検討状況について、ご教示をお願いします。

11 社会資本の維持・修繕工事を魅力的な仕事とするために

近年、道路、港湾施設等の社会資本は、老朽化が進み、新設よりも維持・修繕・更新に軸足を移す状況となってまいりました。土木技術者としても新設工事ばかりでなく維持修繕工事に目を向ける時代となりました。新設工事の場合、完成予想図などで地図に残る仕事として PR され、夢も膨らみモチベーションも上がりますが、維持修繕工事においては、道路、港湾施設などを供用しながらの工事が多く、周辺住民対策に奔走したり、夜間でしかも騒音、粉塵、狭苦しさに苦勞する現場が大部分です。今後増大してゆく維持修繕工事の重要性を PR し、社会的認知度を高め技術者、作業員が誇りを持ち、意欲を向上させることは重要です。中国地方整備局では、各種工事について様々な広報活動を行われていますが、維持修繕工事についても、なお一層の広報活動をしていただきたいと思います。

また、技術者、作業員の作業環境の改善も重要です。過酷な現場での作業時間の短縮、休日の確保、足場、換気等の一層の改善などが必要です。これらを歩掛の改善あるいは、現場管理費、共通仮設費の改善で実現していただきたいと思います。

各県行政当局への要望

1 支障物件調査について

各関係機関との調整不足のまま発注され、受注後、支障物件等の移設等により、着手が遅れる事案が多々あります。

受託コンサルが現地での詳細な支障物件調査を行うことを義務化していただきたいと思います。

2 総額失格基準について

平成26年度の「広島県の建設工事に係る入札・契約制度の改正」により低入札価格調査制度における総額失格基準が定められています。請負対象設計金額5億円（税込）以上の工事では、総額失格基準が非適用とされています。低入札価格調査において数値的判断基準がないと考えられます。低入札においては、国土交通省のように失格基準を設置していただき、低入札排除に一層取り組んでいただきたいと思います。

3 予定価格の事後公表について

広島県が発注する建設工事の入札においては、請負対象設計金額5億円（税込）未満は予定価格の事前公表を行い、5億円以上は予定価格を事後公表としていますが、予定価格が事前公表されていることにより、調査基準価格又は最低制限価格の推察が容易となり、くじ引きで落札業者が決定しているケースも見受けられます。建設業者の積算能力等の技術力向上等のためにも5億円未満の工事においても予定価格を事後公表としていただきたいと思います。

4 総合評価落札方式での審査期間短縮について

広島県においては、総合評価落札方式での入札後、落札決定までの期間が、1か月程度要しています。中国地方整備局の1週間程度と比較して格段に長いのが現状です。その間技術者は、拘束されます。昨年意見交換会において、重点的に入札後の審査期間の短縮を図るということでしたが、改善されていないように感じます。一層の短縮をお願いいたします。

各県技士会の状況

設立時期・会員数 調書

【設立時期】

	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
設立 年月日	S61.5.12 H25.4.1より (一社)へ移行	H3.4.16	H3.12.5	H4.4.9	H3.2.14

【会員人数】

※()内の数字は女性会員

	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
平成 20 年					
1 級	1,381 (48)	2,097 (31)	900 (14)	2,951 (55)	1,592 (21)
2 級	439 (25)	245 (13)	161 (13)	576 (44)	309 (12)
計	1,820 (73)	2,342 (44)	1,061 (27)	3,527 (99)	1,901 (33)
平成 21 年					
1 級	1,199 (48)	2,085 (30)	929 (14)	3,070 (52)	2,197 (21)
2 級	352 (22)	272 (13)	138 (13)	524 (38)	380 (12)
計	1,551 (70)	2,357 (43)	1,067 (27)	3,594 (90)	2,577 (33)
平成 22 年					
1 級	1,275 (42)	2,102 (28)	956 (15)	3,035 (48)	2,322 (39)
2 級	352 (19)	293 (13)	135 (12)	594 (37)	412 (17)
計	1,627 (61)	2,395 (41)	1,091 (27)	3,629 (85)	2,734 (56)
平成 23 年					
1 級	1,293 (38)	2,097 (28)	969 (15)	3,106 (48)	2,390 (40)
2 級	358 (18)	294 (10)	125 (12)	560 (40)	410 (18)
計	1,651 (56)	2,391 (38)	1,094 (27)	3,666 (88)	2,800 (58)
平成 24 年					
1 級	1,299 (42)	2,074 (26)	957 (12)	3,123 (49)	2,395 (40)
2 級	346 (15)	295 (14)	126 (9)	547 (38)	408 (18)
計	1,645 (57)	2,369 (40)	1,083 (21)	3,670 (87)	2,803 (58)
平成 25 年					
1 級	1,276 (45)	2,042 (26)	995 (12)	3,036 (44)	2,381 (40)
2 級	319 (14)	321 (16)	128 (9)	569 (33)	348 (18)
計	1,595 (59)	2,363 (42)	1,123 (21)	3,605 (77)	2,729 (58)
平成 26 年					
1 級	1,279 (43)	2,041 (32)	1,056 (15)	3,004 (46)	2,338 (37)
2 級	313 (16)	276 (10)	114 (6)	538 (33)	337 (18)
計	1,592 (59)	2,317 (42)	1,170 (21)	3,542 (79)	2,675 (55)
平成 27 年					
1 級	1,292 (38)	1,996 (28)	1,083 (18)	3,025 (46)	2,319 (38)
2 級	296 (19)	247 (9)	108 (7)	552 (35)	340 (20)
計	1,588 (57)	2,243 (37)	1,191 (25)	3,577 (81)	2,659 (58)